

研究ノート

「富士山信仰」関連報道の推移に関する覚え書き
—世界遺産登録運動に着目して—

天田顕徳

はじめに

2013年6月22日、日本に新たな世界遺産が誕生した。富士山が「富士山—信仰の対象と芸術の源泉」としてユネスコの世界文化遺産に登録されたのである。ある物件が世界遺産として登録されるためには、世界遺産を推薦する国がユネスコに物件の「顕著で普遍的な価値」を証明する必要がある。「価値」の証明にはユネスコが「世界遺産条約履行のための作業指針」に示した10の基準のいずれかを満たす必要があり、富士山の場合、基準(iii)と基準(vi)2点への適合が認められている。

富士山が適合を認められた基準の文言を具体的に見てみよう。基準(iii)は「現存するか消滅しているかにかかわらず、ある文化的伝統又は文明の存在を伝承する物証として無二の存在(少なくとも希有な存在)である」こと、基準(vi)は「顕著な普遍的価値を有する出来事(行事)、生きた伝統、思想、信仰、芸術的作品、あるいは文学的作品と直接または実質的関連がある(この基準は他の基準とあわせて用いられることが望ましい)」ことを求めるものである。富士山は、基準iiiに対しては「富士山信仰」という山岳に対する固有の文化伝統を表す証拠である点、基準viに対しては顕著な普遍的意義をもつ芸術作品との直接的・有形的な関連性がある点に適合性が認められている⁽¹⁾。登録名の通り、基準(iii)と(vi)において、富士山の持つ「信仰の対象」としての側面と「芸術の源泉」としての側面に「顕著な普遍的価値」が認められたのである。

本稿では、とりわけ「信仰の対象」としての富士山の側面に注目し、富士山信仰という宗教文化に顕著な普遍的価値が見出されていく過程において、一般の新聞・雑誌および宗教専門紙が、どのようにそれを報道してきたのかという問題に取り組む。分析の期間は、国内における富士山の世界遺産登録運動の萌芽期である90年代から世界遺産登録までとし、この期間の報道における宗教文化の扱われ方の推移を分析したい。分析結果を今後の詳細な研究のための「覚え書き」とすることが本稿執筆の目的及び意図である。

議論の前提として、世界遺産登録運動の流れに関する簡単な見取り図を示しておきたい。90年代の始めより本格化した登録運動は、2003年に一度大きな挫折を経験している。よく知られていることだが、富士山の世界遺産登録運動は、当初文化遺産ではなく、自然遺産登録を目指す運動として展開されていた。しかし、環境管理体制の不備がネックとなり、2003年に国内における世界遺産候補地リストから除外されたのである。その後、世界遺産登録運動は方向性を変え、文化遺産登録を目指す運動を展開していくようになる。こうした運動史の中で、富士山信仰という宗教文化はどのようにしてクローズアップされていくのだろうか。以下、本稿ではラクのデータベースを用いて往事の報道の中にみられる富士山信仰の扱われ方に迫ってみたい。

1. 富士山信仰の概略

本論に入る前に、日本に固有の宗教文化だとされる「富士山信仰」の本稿における定義を明確にしておきたい。とはいったものの、古代より様々な担い手によって富士山にまつわる信仰活動が行われてきたため、それを一口に説明することは容易ではない。そこで一先ず、本稿における「富士山信仰」を、「富士山に宗教的な価値を見いだす行為」を広く表すものとしておこう⁽²⁾。ここではそうした富士山信仰のありようを、歴史を振り返りつつ駆け足で確認してみたい。「ふじ」の名が初めて文書に現れたのは奈良時代のことである。確認出来る最も古い例は、713年の元明天皇の詔によって編纂された『常陸国風土記』である。その中で、富士山は「神」として描かれている。次のようなエピソードだ。

日本の神々を生んだ親神である「神祖の尊」が日本中を旅していた時のこと、駿河国で「福慈の神」が住む山で一晩の宿を求めた。しかし、福慈の神はその日が新嘗祭だったことを理由に宿を断る。その後、神祖の尊は常陸国に移動し、筑波山で同じように一泊の宿を求めた。筑波山の神は親神を歓待した。親神は、宿を断った富士山は、一年中雪が降り積もり誰も登らず供物も供えない山にし、歓待した筑波山は、多くの人で賑わい供物が途絶えない山にしたということである。富士山にとってはありがたいエピソードとは言えないが、当時から富士が神の山として知られていたことが伺える。また筑波山を褒め称える為の、比較対象として富士山が用いられたことも興味深い。遠く常陸国でも富士山が神の山として認識されていたという証左だろう。また、富士山は「不死の山」として、仙人や仙女が住む仙境ともされていた(『竹取物語』など)。

現在は壮麗な静けさをたたえる富士山だが、火を噴く山として恐れられていた時代もある。とりわけ平安時代には12度もの噴火をしている。富士山の周辺には鎮火の祈禱を行う社が建てられ、それらは浅間(火山を意味する)神社と名付けられた。浅間神社は祭神として山の神である大山祇の神の娘、木花開耶姫尊を祀る場合が多い。木花開耶姫尊は天孫降臨の瓊瓊杵尊の妻としても知られる神である。一夜の契りで懐妊したために不貞を疑われたことから、小屋に籠もり火を放ち、火中で三子をもうけている。火の中での出産を成功させた木花開耶姫尊の神話は、木花開耶姫尊が水の徳をもって火を鎮めたという信仰を育み、噴火を鎮める祭神として崇められる原因となったという⁽³⁾。木花開耶姫尊を祀る浅間信仰は富士山麓から東海、関東方面に広がっている。

神祖の尊の呪いの効果かどうかは定かでないが、古代・中世において富士山は、民衆信仰の舞台とはなっていなかったようである。文書から伺えるのは、人智を超えた超能力を有する宗教的達人の過酷な修行の場としての姿である。平安時代の『日本霊異記』によれば、葛城・大峯信仰の祖「役小角」は伊豆国に配流された折、日中は天皇の命令通り伊豆国にいたが、夜な夜な駿河国の富峯嶺で修行をしていたという。『地藏霊験記』や『本朝世紀』には富士山の山巔を極めること数百度といわれ、村山修験の祖とされる末代上人(富士上人)の活躍が描かれている。また、平安期に執筆されたといわれる『聖徳太子伝暦』では、聖徳太子が富士山を馬で駆けている。古代・中世の富士山は、神の住む山、厳しい修行の場として認識されていたのである。

富士山に一般の民衆が登りはじめるのは近世のことである。「江戸八百八講」とも呼ばれた、富士講の隆盛が大きな要因となったといわれている。富士講は長谷川角行や食行身禄というカリスマティックな行者をその起動力とする近世の宗教運動とも呼べるもので⁽⁴⁾、江戸の民衆に絶大な支持を得た。人々はこれまで「達人の山」であった富士山を、御師と呼ばれる先達の案

内に従い、自らも目指すようになった。また身近にも富士塚と呼ばれる模造富士を作り、富士に祈った。幕府は拡大する富士講の勢力を警戒し、幾度も富士講の禁止令を出したがその勢いは衰えなかった。富士講の登場をもって富士山信仰大衆化の時代が開花したといえるだろう。

富士講の流行は明治初期まで続いたが、明治時代の神仏分離政策によって大きな打撃を受ける。富士山では、頂上にあつた大日如来の像が下ろされ、「文殊ヶ岳」、「薬師ヶ岳」等仏教的な名前がつけられた山頂のいわゆる「お鉢」の小岳群に改称が命じられた。また、富士講の信仰を支えた御師の家も明治以降減少の一途を辿っている。明治 5 年には百を数えた御師の家は、明治 25 年には半減し 45 軒になった⁽⁵⁾。富士講という組織も扶桑教、実行教などの教派神道や丸山教に受け継がれているものの、多くの講組織は離散している。戦時時期の空襲と疎開によって壊滅的な打撃を受けたという説や⁽⁶⁾、交通インフラの発達や経済基盤の上昇により「御師」を介さずに富士山を目指す人が増えたという説⁽⁷⁾など諸説あるが、一般的な庶民が「富士講」を組織し、富士山への登拝を行っていた時代は近代に入り終わりを迎えたといつて大過ないだろう。その後富士山は、レジャーなどの信仰に基づかない登山の対象となっていく。

2. 文化遺産登録運動前史—90 年代の世界遺産登録運動

ここからは報道における富士山信仰の扱われ方の推移を確認していく。本節では富士山の宗教的価値が注目される前史として、90 年代の世界遺産登録運動に光を当て、一般紙と宗教専門紙を比較しながらその報道内容を検討したい。

2-1. 一般紙にみる 90 年代の世界遺産登録運動

一般紙において世界遺産登録運動が取り上げられるのは、日本が世界遺産条約を批准してから 2 年後の 1994 年のことである。とりわけ大きく報道され目を引くのは、自然保護団体による署名運動である。実際の記事にあたってみよう。

1994 年 4 月、静岡・山梨両県の自然保護団体からなる「富士山を世界遺産とする連絡協議会」(92 年発足)が署名運動と説明会を開いた(朝日・山梨 1994/3/14)。同会は 3 月 14 日、静岡市の青葉通りにおいて「富士山を世界遺産に」と書いた横断幕を掲げ 100 万人の署名集めに協力を訴えた。同日中に 5 千人以上が署名に応じたと記事は伝えている。また、同協議会は同日山梨県側でも署名運動の説明会を開催している。説明会には、同協議会からの呼びかけに応じた 14 の自然保護団体から約 20 人が出席したという。彼らの署名活動はその後も継続され、94 年 12 月には 200 万以上の署名と共に「富士山の世界遺産リスト登録にむけての請願」を国会に提出している(朝日・山梨 1995/1/12、朝日・東京・夕 1995/1/14 ほか)。衆参両院は請願書を採択し、翌 95 年 1 月 11 日には旧環境庁の呼びかけで構成された静岡・山梨両県及び周辺自治体による「富士箱根伊豆国立公園富士山地域環境保全対策協議会」の初会合が静岡県富士宮市で開催された(朝日・山梨 1995/1/12)。同協議会は前年の国会における請願書採択を主な理由として設置されたもので、96 年 5 月までに総合的な環境保全対策要綱を作成する方針を打ち出している。

こうした一連の動きの眼目は、「富士山の自然環境を守ること」であつた。「高山植物の中に、車を走らせたタイヤの跡が何本も残っているんです。早く世界遺産にして、富士に自然を取り戻したい」という自然保護団体役員の発言にはそのことが象徴的に表れている(朝日・東京・夕 1995/1/14)。当初の運動の目的を端的に言えば、遺産化に伴う保護措置によって地域開

発を阻止し、富士山の自然景観を守りたいというものだったのである。このように、90年代の世界遺産登録運動にまつわる報道の中で、富士山の持つ宗教文化が議論の対象になった様子は紙面からはうかがえない。

2-2. 宗教専門紙に見る90年代

一方、宗教専門紙はどうだろうか。宗教専門紙は一般紙に比べ、富士山関連の報道が非常に少なかった。とりわけ、「富士山」と「世界遺産」という用語をフリーワードでプラス検索した結果は0件であり(2013年11月現在)、富士山信仰に関わる語りや遺産登録運動を扱った記事は、管見の限り確認されなかった。世界遺産登録運動が盛んに富士山の自然景観が持つ価値をクローズアップしていた90年代において、宗教の側から何らかの富士山の「価値」を宣揚する動きは起こっていなかったと考えられる。なお、「富士山」のみを検索語としてデータベースを参照した際に浮かび上がるのは、オウム真理教の施設に関連する記事や、日蓮正宗と創価学会との内紛劇などである。この時期の宗教専門紙における富士山の扱いは、個別的な教団の本拠地もしくは施設の所在地としての扱いの枠を出ておらず、ここでも富士山信仰という宗教文化およびその価値が話題の焦点になっていなかったことが看取された。

3. 富士山信仰の「発見」

それでは富士山信仰という宗教文化に価値を見いだす動きはいつ頃からはじまったのだろうか。前節と同様、一般紙と専門誌を比較しながら時代を進み、その萌芽を探ってみよう。

3-1. 一般紙において

富士山信仰という宗教文化に価値を認める内容の記事が最初に目につく記事は、2002年のものである。2003年のユネスコの国内推薦候補地落選をもって自然遺産運動が決定的に挫折する前年のものだ。記事をみてみよう。

2002年4月、「世界遺産審査委員が「御師の家」に高い評価」という印象的な見出しが紙面を踊った(朝日・山梨2002/4/23)。記事によれば、4月21日・22日の両日、西村幸夫(東京大学教授)・金子務(帝京平成大学教授)らが登山道や御師の家を視察したという。その際、都市工学を専門にする西村は、御師の家を中心にした街の成り立ちに着目し「富士登山が都市構造まで決めている」と御師の家を高く評価している。西村が文化遺産についての審査を行うイコモス(国際記念物遺跡会議)の日本代表委員であったことで、前述のような見出しが紙面を飾ったのだろう。イコモスはユネスコの諮問機関として、世界文化遺産登録の審査やモニタリングを行うNGOである。

西村は視察後、「富士山には環境問題があり、世界遺産の暫定目録にも入らない。しかし、自然遺産と文化遺産の両面をそなえていて、イコモスにもこのような遺産を評価しようと言う機運が出てきている」と説明している。西村の発言からは2003年を前にして既に自然遺産登録運動が暗礁に乗り上げていたことが伺える。では、西村の言うイコモスの評価にかかわる「機運」とは何なのだろうか。それはユネスコが世界遺産の評価に「文化的景観」というカテゴリーを設けたことに関わりがあると考えられる。

文化的景観とは、ユネスコの世界遺産委員会が1992年に「世界遺産条約履行のための作業指針」に盛り込んだカテゴリーで、「人間社会又は人間の居住地が、自然環境による物理

的制約のなかで、社会的、経済的、文化的な内外の力に継続的に影響されながら、どのような進化をたどってきたのかを例証するもの」と定義され（世界遺産条約履行のための作業指針による）、自然物に対し人間が宗教的、審美的、文化的価値を付与した場合などがこれに含まれる。

文化的景観の設定により世界遺産に登録された初めての例は、ニュージーランドのトンガリロ国立公園である。この例では、物件にマオリ族の「信仰の対象」としての価値が認められ、1993年に自然遺産と文化遺産の複合遺産となっている。文化的景観カテゴリーの創出には、西欧の石造建築が中心だった世界遺産を、他の地域にも広げたいというユネスコの思惑があり、諮問機関であるイコモスもその影響下にあったと考えられる。先の西村の発言は、かようなユネスコにおける遺産価値付け基準の変化を指すものといえるだろう。

近代に入りその信仰の主体を失った富士山信仰が、価値ある「宗教文化」としてクローズアップされたのは、日本国内における内発的な動機からではなくグローバルな価値付けの基準の変化を受けてのことであった点には注意をしておきたい。一般紙において初めて語られた富士山信仰という宗教文化の価値は、外部の価値基準を内面化した再帰的なものだったのである。

富士山の文化的価値に関わる報道は自然遺産登録運動が挫折した2003年以降本格化する。実際の記事を追いながら、富士山の文化遺産登録運動の展開と報道のありようを確認していこう。管見の限り、いち早く文化遺産への舵を切ったのは、御師宿や吉田口登山道など富士講の信仰関連史跡が多く存在する山梨県である。同県は2003年5月23日、庁内連絡会議を開き文化遺産登録への情報収集を進めることを確認している（読売・山梨2003/5/28）。山本栄彦山梨県知事は「文化的景観という視点から（文化遺産登録の：引用者補）可能性がある」として、同年6月に補正予算案として約6千万円を計上し、環境保全体制の強化を図っている（朝日・山梨2003/6/15）。2005年には、静岡（10月17日）と山梨（同24日）それぞれの県内に文化遺産登録を目指す推進本部が発足している（産経・大阪・夕2005/10/24）。また同年11月には、両県が関係市町村との文化遺産登録推進協議会を発足し地元自治体との折衝を図っている（読売・山梨2005/11/23）。

その後は世界遺産登録に関する記事数は右肩上がりが増えていく。全てを紹介することは紙幅の関係上不可能なので、2000年以降の宗教文化の価値に注目する報道から伺えることを3点にまとめてみたい。まず1点目は、文化遺産登録運動が始まったころ、行政は富士山の宗教文化の「調査を行っていた」という点である。これは2003年頃の記事に記載が散見される（読売・山梨2003/5/28ほか）。続いて2点目は、行政と地元の協議において、「信仰」や「文化」の価値を、「行政側が住民側に説明している」という点だ。県の担当者が「文化的価値を説明した」（読売・山梨2006/7/17ほか）という類いの記事が多く見受けられる。3点目は、文化遺産登録運動では、「文化の価値」を説明するための勉強会やシンポジウムが数多く開かれているという点である。記事には開催報告だけのものが多く、内容に踏み込むことはできないが、前の2点と関連する動きとして示しておきたい。

富士山の自然遺産登録運動が自然保護団体による自発的な署名活動を発端としてスタートし、行政側を巻き込んだ運動に発展していったのに対し、文化遺産登録を目指した動きは、静岡・山梨両県の「行政サイド」が当初より積極的な誘致活動を行い、地元住民を巻き込んでいったものと特徴づけることができる。紙面からうかがえる文化遺産登録運動では、富士山信仰という宗教文化が、ある種「啓蒙的・教育的」に宣伝されてきたとの分析ができるだろう。

3-2. 専門紙の動向

専門紙の報道はどうだろうか。90年代は0件であった「富士山」と「世界遺産」のプラス検索に2000年以降は記事がヒットするようになる。2000年1月1日から2013年9月30日までの検索結果は52件だった。しかし、実際の記事に当たると富士山の宗教文化が主題となっていない記事も多い。例えば、該当する最も古い記事である2000年11月23日の『中外日報』では、「富士山を静岡と山梨のどちら側からみても、富士山に変わらないのとおなじこと」という、単なるたとえ話として富士山が用いられている(中外日報2000/11/23)。

宗教文化が主題となる記事がみられるようになるのは、文化遺産登録運動が既に軌道にのった2006年のことである。富士山本宮浅間大社の御鎮座千二百年記念事業の竣工を伝える記事だ。記事には「世界遺産登録」運動も本格化との小見出しがつけられている。記事では、宮司による「市民がこの社のまつり主である。富士山を世界遺産として子孫に伝えていきたい」との声が報道されている。同時に「(世界遺産登録運動の：引用者補) 中核は浅間大社だ。富士宮市民として誇りをもって精神文化を再興するべく精進を重ねたい」という富士宮市長の声も紹介されている(中外日報2006/11/7)。記事における宗教文化の語られ方は基本的に一般紙のものと論調が変わらない。

次に『佛教タイムス』のルポルタージュを見てみよう。富士吉田市の本願寺派如来寺が富士山8合目で聖徳太子法要を行った際の同行記である。記事によれば、2009年8月3日如来寺の住職と檀家ら28人が同寺に伝わる聖徳太子騎馬像と共に富士山に登拝。8合目で明治時代より途絶えていた聖徳太子法要を厳修したとのことである。同寺の関係資料には、聖徳太子騎馬像を「毎年旧暦5月28日～7月28日、聖徳太子が休憩したと伝わる7合3勺・駒ヶ岳の太子堂に祀り、登山者が礼拝した」旨の記述があるという。同寺の檀家でもある郷土史研究者によれば、この行事の記録は明治末まで確認できるといい、2009年の聖徳太子法要は100年ぶりの伝統の復興となる。「富士山を世界文化遺産に」という声が高まる中で伝統行事の復興はその信仰文化を掘り下げる絶好の機会になりそうだ」とライターは述べている(佛教タイムス2009/8/20)。また、2012年には中外日報が富士宮市の日蓮宗大本山北山本門寺が「ふるさと富士」展という写真展を開き文化遺産化を後押ししたとの記事を掲載している(中外日報2012/1/7)。

以上、数例を確認してきたが、2000年以降の専門記事の特徴をまとめると概ね次のようになるだろう。まず挙げられるのが記事数に関する特徴である。90年代と違い、いくらかの記事はみられるようになったものの、一般紙と比べると専門紙における宗教文化関連の記事は圧倒的に少ない。次に内容に目を向けると、『佛教タイムス』の例のように教団のイベントを報じたものがごく少数ある一方で、一般紙の論調とさほど変わらない記事が多数を占めていることに気付く。宗教専門紙の立場から、「巷でいわれる富士山信仰」に対して何らかの論評を行う記事は見あたらないのである。これも2000年から世界遺産登録までの専門紙の特徴の1つとして注意しておきたい。

4. まとめ

以上、本稿では報道にみる富士山信仰の扱われ方の推移を確認してきた。前節までの内容をまとめつつ、遺産登録後の報道のありようにも若干の目配りをするので、稿を閉じたい。

まずは一般紙における富士山信仰の扱われ方の推移を見てみよう。自然遺産登録運動が展開された90年代において、一般紙が富士山の価値として強調したものは宗教文化ではなく、自然の景観美だった。当時、富士山信仰という宗教文化に対するまなざしは報道において前景化しておらず、「いかに自然を守るか」ということが議論の主題であったといえる。そうした状況は、2002年、イコモスの委員が富士山の宗教文化の価値を評価したことを皮切りに変化し、次第に富士山信仰にまつわる報道は日増しに増えていく。富士信仰という宗教文化が評価された背景には、ユネスコによる「文化的景観」カテゴリーの創出という出来事が垣間見え、富士山信仰の評価は外部からの価値付けを内面化したものであると分析できるだろう。自然遺産登録運動が挫折した後、宗教文化に関する報道は益々過熱し、運動は一種の啓蒙活動ともいえる状況で進展していく様子が見えてくる。

世界遺産登録後も大筋でこうした報道のスタンスは変わっておらず、しばらくの間「富士山＝価値ある信仰の山」という論調に変化はないと予想される。

一方で宗教専門紙はどうだろうか。90年代の宗教専門紙では富士山信仰を価値あるものとして描く記事はみあたらない。2000年代に入り、一般紙において文化遺産運動が盛んに報じられるようになってからも、宗教専門紙の記事数は顕著な増加をみせない。2006年以降、多少記事が増えるものの、とりわけ専門紙に特徴的な論調は看取されなかった。こうした傾向の背景には、近代以降、信仰活動で富士山に接する人々の絶対数が少なくなったことや、信仰の場からいわば「脱文脈化された宗教文化」に対し、教団側が関心を示してこなかったことが垣間見える。

しかし世界遺産登録後の記事に目を向けると、そうした教団側のスタンスには変化の兆しが認められる。本稿では聖徳太子法要を復活させた寺院に関する『佛教タイムス』の報道を引用したが、遺産登録決定後、教団が宗教行事を「復活」させる例が報道されている（中外日報2013/9/28 見出しは「知られざる富士山修験 近年復活」）。こうした動きを、一概に宗教側の教団運営における戦略と断じるのは邪推にすぎるだろうが、教団が富士山に関連する行事を復活／創造する事例が生まれてきていることを注記したい。また、世界遺産登録以後の『寺門興隆』では、「地元は信仰の山をアピールしていますが、富士講の価値を認め保護していこうという気概は感じられない。世界文化遺産登録の目的はただ観光のためなんだなあと思います」という富士講員の声を紹介している（『寺門興隆』2013年8月号 見出しは「富士山世界遺産認定は信仰ゆえなのに構成資産に寺院がない —ユネスコが認めた富士山信仰は本当にあるのか」）。こちらは宗教者からの富士山信仰という「宗教文化」の「信仰の内実」を問う声と言えよう。これまで述べてきたとおり、富士山信仰に価値が見出された契機は、内発的な動機と言うよりはむしろ、グローバルな価値付け基準の変化にあったと考えられるが、こうしたいわば「外から」のまなざしに対し、宗教者や教団が今後どのような対応をするのか、動向に注意を向けてみたい。

註

1 富士山文化遺産推進会議両県合同会議によるパンフレットより。所在は以下。<http://www.fujisan-3776.jp/aboutfuji/documents/sekaiisanfujisan.pdf> (2013年11月閲覧)。なお、世界遺産の登録基準については下記資料を参照のこと。

- 2 大谷正幸「富士信仰から角行系宗教へ ―彼らは「新宗教」か否か―」『宗教研究』78(1)、2004年、も参照のこと。
- 3 宮家準『修験道―その伝播と定着』法蔵館、2012年、34-35頁。
- 4 長谷川角行を祖とし食行身祿を中興とする、一般的な富士講解釈には近年異議が唱えられている。詳しくは大谷前掲論文を参照のこと。
- 5 小田全宏『なぜ富士山は世界遺産になったのか』PHP、2013年、116-117頁。
- 6 岩科小一郎『富士講の歴史』名著出版、1984年などに代表される。
- 7 大谷正幸『角行系富士信仰』岩田書院、2011年のうち第6部の議論をこの説の論証に充てている。

資料：世界遺産の登録基準

- (i) 人間の創造的才能を表す傑作である。
- (ii) 建築、科学技術、記念碑、都市計画、景観設計の発展に重要な影響を与えた、ある期間にわたる価値感の交流又はある文化圏内での価値観の交流を示すものである。
- (iii) 現存するか消滅しているかにかかわらず、ある文化的伝統又は文明の存在を伝承する物証として無二の存在（少なくとも希有な存在）である。
- (iv) 歴史上の重要な段階を物語る建築物、その集合体、科学技術の集合体、あるいは景観を代表する顕著な見本である。
- (v) あるひとつの文化（または複数の文化）を特徴づけるような伝統的居住形態若しくは陸上・海上の土地利用形態を代表する顕著な見本である。又は、人類と環境とのふれあいを代表する顕著な見本である（特に不可逆的な変化によりその存続が危ぶまれているもの）。
- (vi) 顕著な普遍的価値を有する出来事（行事）、生きた伝統、思想、信仰、芸術的作品、あるいは文学的作品と直接または実質的関連がある（この基準は他の基準とあわせて用いられることが望ましい）。
- (vii) 最上級の自然現象、又は、類まれな自然美・美的価値を有する地域を包含する。
- (viii) 生命進化の記録や、地形形成における重要な進行中の地質学的過程、あるいは重要な地形学的又は自然地理学的特徴といった、地球の歴史の主要な段階を代表する顕著な見本である。
- (ix) 陸上・淡水域・沿岸・海洋の生態系や動植物群集の進化、発展において、重要な進行中の生態学的過程又は生物学的過程を代表する顕著な見本である。
- (x) 学術上又は保全上顕著な普遍的価値を有する絶滅のおそれのある種の生息地など、生物多様性の生息域内保全にとって最も重要な自然の生息地を包含する。

上記 (i) ~ (vi) で登録された物件が文化遺産、(vii) ~ (x) で登録された物件が自然遺産となり、両方の基準にまたがって登録された物件は複合遺産となる。

(上記資料は日本ユネスコ協会連盟による)